

**今後目指すべき地方財政の姿と  
令和6年度の地方財政への対応等についての意見**

令和5年12月11日

**地 方 財 政 審 議 会**

# 今後目指すべき地方財政の姿と 令和6年度の地方財政への対応等についての意見

はじめに	1
第一 目指すべき地域の姿と地方財政の在り方	3
1. 目指すべき地域の姿	3
2. 目指すべき地方財政の在り方	4
(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	4
第二 物価高への対応	6
第三 令和6年度の地方財政への対応	8
1. 地方一般財源総額の確保等	8
(1) 一般財源総額の確保	8
①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保	8
②地方の歳出構造	9
③給与関係経費	10
④一般行政経費（単独）等	11
(2) 地方財政計画	12
①地方財政計画の基本的役割等	12
②地方財政計画と決算の関係	13
③計画と決算の比較	13
(3) 地方交付税	14
①地方交付税の役割	14
②地方交付税の総額の確保	14
2. こども・子育て政策の強化	16
3. デジタル田園都市国家構想等の実現	17
(1) 自治体行政におけるDXの推進	17
(2) 地域社会におけるDXの推進	18
(3) 地域におけるDXの推進体制の構築、デジタル人材の確保・育成	19
(4) マイナンバーカードの普及と利活用促進	19
(5) 地方創生等の推進	20
4. 地域におけるGXの推進	22

5. 人への投資	23
6. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化等の推進	24
(1) 防災・減災対策の推進	24
(2) 公共施設等の適正管理	24
7. 全世代型社会保障制度の構築等	26
(1) 医療制度の改革等	26
(2) 感染症への対応	26
8. 東日本大震災からの復興	28
9. 地方財政の健全化に資する取組等	28
(1) 財政マネジメントの強化	28
① 地方財政の「見える化」	28
② 公営企業等の経営改革	29
i) 経営戦略に基づく経営改革の推進	29
ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進	30
iii) 公立病院経営強化の推進	31
iv) 水道・下水道事業における広域化等の推進	32
v) 公営交通事業の維持・活性化	32
vi) 第三セクター等の経営健全化の推進	33
③ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援	33
(2) 資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成	34
(3) 地方債資金の確保	35
(4) 宝くじの活性化による地方財源の確保	35
おわりに	37

## 資料

## 今後目指すべき地方財政の姿と 令和6年度の地方財政への対応等についての意見

令和5年12月11日  
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

### はじめに

新型コロナウイルス感染症、ウクライナ危機を受けた供給面での制約等による世界的な物価高騰を契機として、我が国においても、昨年11月には、円安の影響もあって、40年ぶりとなる高い物価水準の伸びを記録した。こうした中、今年の春闘における30年ぶりとなる高い水準の賃上げの実現、GDPギャップの解消の進展など、我が国のマクロ経済環境は大きな変化の中にある。

一方で、我が国の社会全体に関わる問題として、少子化が進行している。令和4年には、出生数が77万人となり、ピーク時の約3分の1にまで減少している。若年人口が急速に減少する2030年代に入るまでがこの少子化トレンドを反転できるかどうかのラストチャンスとされている。

地方自治体においても、マクロ経済環境の大きな変化に柔軟に適応しつつ、未来を生きる将来世代に対する責任として、我が国の将来に関わる構造的な問題にも果敢に取り組む必要がある。

現下においても、地方自治体は、少子化対策・こども政策の充実・強化に加え、物価高騰下における生活者・事業者支援、地域のDX・GXの推進、地方への人の流れの創出・拡大、人への投資、防災・減災、国土強靱化の推進など喫緊の課題に取り組み、活力ある多様な地域社会を構築していかなければならない。

こうした課題への対応に加え、近年、頻発し、激甚化する自然災害が発生した場合に、災害応急対応や災害復旧対応を行うのも、地方自治体の変わらぬ役割であり、我が国において万一の事態が生じた場合に、住民の避難などの措置を行うこともまた、国民保護法の制定により、地方自治体の役割とされている。

また、現在、地方制度調査会においては、資源制約等に対応していくための地方自治体相互間の連携・協力の深化や公共私連携などについて、議論が進められているところである。

さらに、コロナ禍を経て、今後社会全体のDXは一層進み、行政の在り方にも大きな影響を与えることになると想定されるが、こうした影響を大きく受けるのは、住民との接点となっている地方自治体である。

このように地方自治体の役割は、少子高齢化や社会全体のDXの進展など社会構造の変化や対応すべき行政課題の多様化・複雑化によって、ますます大きくなっているところであり、こうした地方自治体の活動を支えるためには、地方行財政基盤の確立が重要であり、地方交付税をはじめとする一般財源総額を安定的に確保することが必要不可欠である。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方と令和6年度地方税制改正等への対応については、令和5年11月14日の当審議会意見「令和6年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

## 第一 目指すべき地域の姿と地方財政の在り方

### 1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する活力ある多様な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が生じていることに加え、かねてからの首都圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中の大きな流れに伴い、一部の地方では医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。そのような状況において、エネルギーや食料品をはじめとする物価高騰への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

そのため、地方自治体においては、現下の課題である物価高騰への対応に取り組むことと同時に、活力ある多様な地域社会の実現に向けて、積極的なDX・GXの推進により、地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、こども・子育て施策の強化、地方への人の流れの創出・拡大、地域における人への投資、地域の防災・減災、国土強靱化の推進等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる活力ある多様な地域社会の実現につながる。

## 2. 目指すべき地方財政の在り方

### (1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、医療、介護、子育て、教育、警察、消防、ごみ処理、社会資本整備等の住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら地域活性化のための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。

その際、まずは、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

### (2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は、全体として減少傾向にあるとはいえ、なお180兆円を超える規模で推移している。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至り、令和5年度には税収の改善等を背景に減少したものの、年度末残高は、なお約49兆円となる見込みである（資料4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、

地方交付税総額を確保することで臨時財政対策債の増加額をできるだけ抑制した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金の着実な償還等に取り組むことが求められる。

地方自治体は、国とともにまずは物価高騰への対応に万全を期す必要がある。その上で、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが重要である。



## 第二 物価高への対応

我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されているが、他方で、世界的なインフレ率の高止まりやロシアによるウクライナ侵略、円安の進展等を背景とする輸入物価の上昇により、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格の上昇が続いており、国民生活に影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、政府は令和4年4月以降、累次にわたる対策を実施してきたところであり、令和5年3月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の1.2兆円の増額（低所得世帯支援枠の創設（0.5兆円）を含む。）を含む予備費による追加の支援策が講じられた。

依然として物価高による厳しい状況が続いていることから、11月2日には「デフレ完全脱却のための新たな総合経済対策」が取りまとめられ、当面の物価高対策に万全を期すため、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税の実施が表明されたほか、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を1.6兆円増額（低所得世帯支援枠の増額（1.1兆円）を含む。）し、低所得者世帯の支援の拡充や、物価高の影響を受ける生活者・事業者の支援を行うこととされた。さらに、地方自治体が総合経済対策の事業等を円滑に実施できるよう、令和5年度の地方交付税を約0.3兆円増額することとされ、これら関連予算を盛り込んだ令和5年度補正予算（第1号）が、11月29日に成立したところである。

地域経済の一層の回復に向け、地方自治体は、これらの措置を活用し、物価高騰対策や生活困窮者等への支援に積極的に取り組むことが期待されている。

また、人件費の増や電気・ガス料金が比較的高い水準で推移していることなどを踏まえ、地方自治体の委託料・光熱費等の経費についても、現下の物価水準を適切に反映したものとなるよう適切な対応が求められる。

さらに、資材費等の高騰に伴い庁舎や病院施設の建設費用が増嵩して

いることから、こうした実情を踏まえた適切な対応が求められる。

### 第三 令和6年度の地方財政への対応

#### 1. 地方一般財源総額の確保等

##### (1) 一般財源総額の確保

###### ①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、国の制度に基づく社会保障関係費をはじめ、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

特に、地方自治体が、物価高騰への対応に取り組みつつ、こども・子育て政策の強化やデジタル田園都市国家構想の実現、DX・GXの推進、防災・減災対策、国土強靱化等に取り組むための事業費とその財源は、確実に確保すべきである。中でも、給与関係経費については、令和5年度の人事院勧告が約30年ぶりの大幅増改定であったように、民間給与の上昇等を踏まえた増加が見込まれており、会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする制度改正の影響分も合わせ、必要な財源を適切に確保すべきである。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する」こととされた。このうち、令和6年度分個人住民税の減税により生ずる令和6年度及び7年度の個人住民税の減収額については、地方の財政運営に支障が生じないように、全額国費で補填することとされたのは適切な対応である。令和6年分所得税の減税により生ずる地方交付税の法定率分の減少についても、地方の財政運営に支障が生じないように、適切に対応する必要がある。

こうしたことを前提として、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準

を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、社会保障関係費の増加をはじめ、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。

なお、令和4年度決算において、基金残高が増加したが、これは、法人関係二税や固定資産税等の地方税収が当初見込みから増加したことを踏まえ、各地方自治体において、将来を見据えた財政運営として、交付税の減額精算やコロナ関連の国庫支出金返還といった制度的要因への備えや、災害や公共施設の老朽化対策など、将来的に歳出増大が見込まれる様々な行政課題への対応のため、基金への積立を行ったことによるものである。基金残高が増加したことをもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。

新型コロナウイルス感染症対応の初期段階においては、国による補正予算の編成に先んじて地方自治体が独自に地域で必要な対策を講じたケースや、国の交付金等が実際に交付されるよりも前に地方自治体において支出が必要となったケースなどにおいて、一時的な財源等として財政調整基金等が活用され、日々状況が変わる新型コロナウイルス感染症への対応が迅速に行われたところであり、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなった。

## ②地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）の削減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料5）。

しかしながら、投資的経費については、ピーク時から大幅に減少しているが、防災・減災、国土強靱化のための取組を推進する観点から、所要の財源の確保を求める地方からの要望がある。さらに、給与関係経費については、今後も、民間給与の上昇等を踏まえた増加が見込まれている。これらに加え、公債費についても、これまで減少傾向にあったものの、金利動向の不透明感が増している状況にある。こうしたことから、

今後、喫緊の課題への取組も求められる中で、これまでと同様の対応を続けることは極めて困難な状況となってきている。

なお、今後は、新型コロナウイルス感染症を契機として行われた緊急時の財政支出がなくなることにより、地方財政の構造が平時に戻るものとなる。地方自治体においては、これまでのような国からの特例的な財政支援を前提とせず、事業執行に必要となる財源確保について合理的な見通しを立てるなど、財政運営の持続可能性の確保に十分配慮する必要がある。

### ③給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成6年度の328万人と比較して、大幅に減少し、令和4年4月現在で280万人となっている。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応、感染症法等の改正を踏まえた保健所等の体制強化、デジタル田園都市国家構想や防災・減災、国土強靱化の推進等に取り組むための人材を確保する必要がある。

また、民間給与の上昇等を踏まえた人事委員会勧告等の影響により、給与関係経費の増加が見込まれており、こうした経費を地方財政計画に適切に計上し、所要の財源を確保すべきである。さらに、初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料表の引上げを行った地方自治体においては、一般行政職の初任給等を踏まえ設定されることのある会計年度任用職員の給料等についても、増加が見込まれるところであり、これについても適切に対応する必要がある。

これに加え、地方自治法の改正等に伴う、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費についても、地方財政計画に適切に計上する必要がある。

また、地方公務員の定年引上げに伴い、2年に一度、定年退職者が生

じないこととなる中で、一定数の職員を継続的に新規採用することに伴う、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

#### ④一般行政経費（単独）等

##### （一般行政経費）

一般行政経費（単独）は、警察・消防や小中学校の運営等、国が法令で実施を義務づけている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。少子高齢化や人口減少により地域社会に生じる様々な課題は地域によって千差万別であることから、その地域の課題に的確に対応するため、単独事業の重要性はますます高まっている。

また、一般行政経費（単独）は、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものである。このため、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、決算等の実態を踏まえつつ、枠として計上されているものである。現行の計上方法は今後も継続すべきである。

##### （枠計上経費）

一般行政経費（単独）等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費（単独）等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

また、地方交付税が使途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

なお、一般行政経費（単独）等に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」については、これまで国と地方が連携して進めてきたところであり、今後も引き続き適切に取り組んでいく必要がある。

## （２）地方財政計画

### ①地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を通じて提供しており、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている。

法令により義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（資料６）。

このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である。

なお、ふるさと納税による寄附金収入について、地方財政計画における計上の在り方を是正する必要があるとの議論があるが、ふるさと納税は、地方税と異なり、個人の意思に基づく寄附によるものであることや、その受入額は地方自治体ごと、年度ごとに大きなばらつきや変動があることから、社会保障や教育に充てるための標準的な歳入として、地方税

収と同様に扱い、一般財源として計上することは、その性質上なじまない。

## ②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図った上で作成されるものであることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

## ③計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。それによれば、近年は、決算額が計画額を1～2兆円程度上回っている。

また、計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模、内容ともに異なる1,788の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件は様々異なっており、年度ごとの歳出の状況も地方自治体ごとに異なることから、年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

さらに、地方税収が計画額よりも決算で上振れした場合に、後年度の地方財政計画において精算を求める議論があるが、地方税収等の決算額と計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的には過大・過少は概ね相殺されている（資料7）。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体におけ



る税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

### **(3) 地方交付税**

#### **①地方交付税の役割**

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している（資料 8）。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中、住民の生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

#### **②地方交付税の総額の確保**

近年、地方財政には巨額の財源不足が生じ、平成 8 年度以降、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き各地方自治体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当する状況が続いている。地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障するため、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更により、その全額について国が対処することが望ましいが、国の財政状況を踏まえ、いわば次善の策として、国と地方の折半により対処してきている。

従来、地方の財源不足に対しては、交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特別会計）における借入金により対応し、その償還金を国と地方で折半して負担してきたが、平成 13 年度からは、国と地方の責任の明確化・借入れの透明化の観点から、国の特例加算及び地方の臨時財政

対策債の発行により対処してきている。令和5年度末の臨時財政対策債の残高は約49兆円と見込まれており、地方財政の健全化の観点から課題となっている。

臨時財政対策債はあくまで特例的なものであることや、その発行額が多額となっていることを踏まえれば、国も厳しい財政状況にあるが、地方交付税の法定率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制すべきである。

また、地方交付税の原資である国税4税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

## 2. こども・子育て政策の強化

令和4年の出生数は77万759人で、前年の81万1,622人より4万863人減少し、合計特殊出生率は1.26で、前年の1.30より低下している。長年の課題である我が国の少子化は、近年、その深刻さを増しており、静かなる有事とも言うべき状況である。

地方自治体は、児童手当等の経済的支援や保育等の現物サービスといった、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場としてこども・子育て政策の充実に果たす役割が極めて大きい。こうしたことから、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきである。このため、本年末に国が策定する、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」に基づき全国的に実施する事業については、全国の地方自治体が着実にその役割を果たすことができるよう、地方負担分について、所要の財源を安定的に確保すべきである。

その際、地域の実情に応じて自らの創意工夫により行う独自のこども・子育ての取組などについても、補助事業とともに実施されることにより、少子化対策に更なる効果を発揮するものであることから、地方の意見を十分に踏まえながら、所要の財源を確保するとともに、適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、普通交付税の基準財政需要額の算定については、現在、こども・子育てに関する算定費目は複数にまたがっているが、地方自治体を実施するこども・子育て政策の全体像を示すという観点や、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとする観点から、算定の在り方を検討すべきである。

児童虐待防止対策に関しては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までに約1,060名、児童心理司を令和8年度までに約950名それぞれ増員することとされている。このプランに基づき、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

### 3. デジタル田園都市国家構想等の実現

デジタル田園都市国家構想の実現により、少子高齢化や過疎化といった地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きく、地方自治体においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）を踏まえつつ、目指すべき地域像を再構築した上で、構想の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

こうしたことを踏まえ、令和5年度の地方財政計画においては、「デジタル田園都市国家構想事業費」として、1兆2,500億円が計上されたところである。

国においては、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、引き続き、地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

#### （1）自治体行政におけるDXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた行政のデジタル化の基盤整備のためには、住民に身近な行政を担う地方自治体のDXの推進が重要である。地方自治体においては、行政手続のオンライン化や「書かない窓口」の導入などの住民目線に立った創意工夫によるフロントヤードの改革とあわせて、情報システムの標準化・共通化や、AI・RPAの活用などの内部事務のシステム整備を行うことなどが必要である。こうした取組は、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

このため、国は、政府におけるデジタル化の取組の進捗等を踏まえた、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等の改定に加え、自治体フロントヤード改革のモデル事業や先進・優良事例の横展開等を通じて、引き続き、自治体DXの取組を強力的に推進すべき

である。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、令和5年度補正予算（第1号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置されたところであるが、令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム等の移行経費についても、引き続き、国の責任において全額国費により必要な措置を講じるべきである。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針（令和5年9月8日閣議決定）において、ガバメントクラウドの利用料に関し、「ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する」こととされ、その負担方法については、「利用料等の見通しや先行事業等での検証結果などを明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行い、令和6年度（2024年度）予算編成と併せて具体化を進め、デジタル庁が別途定める」とされたところであり、利用料等の運用経費の見通しや、その負担方法については、十分に地方自治体の意見も踏まえながら検討を進めるべきである。

## （2）地域社会におけるDXの推進

様々なデジタル技術の発展や情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会全体のデジタル化を進める必要がある。

国においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、構想の実現に向けた取組の強化が図られている。

令和6年度においても、「地域デジタル社会推進費」を引き続き計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるべきである。

あわせて、国は、地域社会のデジタル化に係る取組事例の横展開等を通じて、地方自治体による地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバイド対策などの取組を引き続き積極的に後押ししていくべきである。

### **(3) 地域におけるDXの推進体制の構築、デジタル人材の確保・育成**

デジタル化による恩恵を、全国津々浦々に広げ、自治体行政におけるDX及び地域社会におけるDXの取組を着実に推進するためには、地域に持続的なDXの推進体制を構築することが重要である。

地域DXの取組は、極めて多くの業務を短期間で行うことが求められるが、その進捗は特に市町村により大きな差がある。このため、都道府県において、市町村と連携した推進体制を構築することが重要であるとともに、デジタル分野についての専門的な知識を有するデジタル人材の確保が不可欠であるが、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫している中、個々の地方自治体におけるデジタル人材の確保だけでなく、デジタル人材の広域的な確保等に取り組むとともに、DX推進のための職員の人材育成を進めることが重要である。

このため、国は、市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等、都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保、地方自治体におけるDX推進リーダー育成に関する取組について、地方財政措置により引き続き支援を行っていくべきである。加えて、国がデジタル人材を確保・派遣するアドバイザー制度や、地方自治体における広域的なデジタル人材の確保を促進するための伴走支援により、地方自治体におけるデジタル人材の確保を促進するとともに、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の先進・優良事例の横展開、都道府県と市町村の連携による推進体制構築支援等により、地方自治体における取組を一層支援していくべきである。

### **(4) マイナンバーカードの普及と利活用促進**

地方のDXを推進していくことは、住民の利便性向上や地域の活性化に資するものであるとともに、自治体職員の事務負担の軽減にもつながるものであり、地方のDXの基盤となるマイナンバーカードの普及と利活用促進を、必要な情報セキュリティを確保しつつ、着実に進めていくことが重要である。

令和5年11月末現在、マイナンバーカードの保有枚数率は72.8%となっており、今後、健康保険証との一体化の推進にあたり、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が円滑にカードを取得できるよう、国及び地方自治体は、申請環境及び交付体制の整備をさらに進めていくべきである。

加えて、「書かない窓口」や地域公共交通、避難所受付、救急業務など様々な行政分野で広がっているマイナンバーカードを活用した地方自治体の取組について、国においては、横展開等を図っていくことも必要である。

また、マイナンバーカードを活用して地域独自のポイント給付を行う自治体マイナポイントについては、これまでの取組を通じて整備された地域独自のデジタル給付のための基盤が、給付事業を含めた各地方自治体の施策において活用されるよう、国が地方自治体に対し、引き続き周知を図っていくことが重要である。

## （5）地方創生等の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、従来の地方創生の取組を引き続き推進するとともに、デジタルの力を活用して、こうした地方創生の取組をさらに発展させることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、東京圏への集中緩和の動きが見られたものの、その後、東京圏への転入超過数は再度拡大している。一方、若者を中心に都市住民の地方への移住や就業への関心が確実に高まっている。

全国津々浦々で活力ある多様で持続可能な地域社会を実現するためには、地方自治体は、この機を捉まえ、地方への人の流れの創出・拡大に取り組むとともに、ローカルスタートアップ支援制度による地域での創業支援、地域の暮らしを守る地域運営組織等の形成などに取り組むべ

きであり、国としても、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべきである。

特に、地域活性化の担い手である地域の人材力を高めることが重要であり、そのためには多様な外部人材を活用する仕組みを充実させることが必要である。具体的には、「地域おこし協力隊」について、令和4年度は6,447人であった現役隊員数を、令和8年度までに10,000人まで増やす目標に向け、応募者数の増加や隊員等へのサポートの充実を図るとともに、地域活性化に向け、企業人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用を促進する必要がある。

また、地域の経済循環を促進するため、地域の資源と資金を活用して、民間事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」について、令和4年度末現在263団体である取組自治体数を、令和9年度までに510団体まで増やす目標に向けて、本プロジェクト等を活用したローカルスタートアップを強力に支援することが必要である。

さらに、多様な担い手による声かけ・見守りや買い物支援などの地域コミュニティを支える共助活動を行う地域運営組織の取組について、調査研究を踏まえ、先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組を後押しする必要がある。

また、大学卒業後の若者の地方定着を促進するために創設された、奨学金を活用した大学生の地方定着の取組に対する支援措置については、活用する地方自治体が増加傾向にある一方、依然として多くの若者が進学や就職の機会を捉えて東京圏に集まってきていると考えられる状況であるため、更なる活用が図られるよう、積極的にその周知を図るべきである。

人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を解決していくためには長期間を要するものであり、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮し、地方創生に取り組めるよう、令和6年度も、引き続き「地方創生推進費」を計上し、所要の財源を適切に確保すべきである。



#### 4. 地域におけるGXの推進

世界各地で異常気象が発生する中で、脱炭素化は待ったなしの課題であり、同時に、気候変動への対応は、経済成長の原動力になる。令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%の削減を目指すこととしており、2025年度までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していくこととされている。さらに、令和5年2月10日に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針において、地方自治体は、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、その役割が拡大したところである。

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するため、令和5年度には、環境省において地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が増額計上されるなど、関係省庁において予算措置が拡充されたほか、地方自治体が地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、新たに脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業の脱炭素化の取組についても地方財政措置が拡充されたところである。

今後も、地方自治体が地域におけるGXの取組を着実に進められるよう、所要の財源を確保するとともに、財政措置を拡充するなど支援を強化すべきである。

## 5. 人への投資

DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資の強化が必要である。

このため、令和5年度から地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置が講じられており、地方自治体においては、各都道府県に組織されている地域職業能力開発促進協議会における協議を踏まえ、地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に、引き続き継続的に取り組むことが必要である。

また、地方自治体は、若年人口の減少等に伴い、今後ますます若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されること等が想定される中で、人材確保が更に困難になっていくことから、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑・多様化する行政課題に対応できる人材の育成が急務となっている。そのため、地方公務員の人材育成に関しては、国において「人材育成・確保基本方針策定指針」の策定が検討されており、これに対応し、地方自治体が改正する「人材育成・確保基本方針」に基づく人材育成に関する取組についても、適切に地方財政措置を講じるべきである。

教員の働き方改革に関しては、依然として教員の長時間勤務が課題となっており、今後、中央教育審議会において、時間外手当の代わりに支給されている教職調整額等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保する必要がある。

## 6. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化等の推進

### (1) 防災・減災対策の推進

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震や梅雨前線・台風による豪雨、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、大規模水害等への備えの必要性が喧伝される中で、住民の安心・安全を守る地方自治体の役割はますます高まっており、今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んで行くことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等により適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、引き続き、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債等により適切に地方財政措置を講じるべきである。

さらに、近年の災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、地方自治体が必要な防災・減災のための取組を行えるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を追加し、地方財政措置を拡充すべきである。

### (2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、一斉に更新時期を迎えており、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了しており、さらに個別施設計画等の内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の見直しが進められている。見直しが完了していない地方自治体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了させるとともに、国としても、見直しの状況等についてフォローアップを実施すべきである。また、今後も、人口減少等を踏まえた不断の計画見直しを実施し、更なる内容充実を図ることが重要であり、国は適切な支援を行うべきである。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までが事業期間とされており、国においては、同事業債の活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

## 7. 全世代型社会保障制度の構築等

### (1) 医療制度の改革等

こども・子育てに加え、医療、介護等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。現在、全世代型社会保障構築会議において、経済財政諮問会議と連携した改革工程の年末までの策定を行っているが、これらの分野における改革の工程を具体化していくに当たっては、施策の実施に重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

2025年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含めて一体的に推進することが重要である。各都道府県の策定する第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）において、新興感染症等への対応に関する事項が位置づけられることなども踏まえ、引き続き国と地方が持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

### (2) 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、本年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類

感染症に変更されたことに伴い、医療体制、公費支援など様々な政策・措置の段階的な移行が進められているところである。

そうした中でも、新型コロナウイルスワクチンの接種に関しては、令和5年度は全額国費による特例臨時接種が継続されているが、令和6年度以降については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において、特例臨時接種を今年度末で終了し、定期接種（B類疾病）に移行することが了承された。移行に際しては、地方の意見を十分に踏まえ、所管省庁において、自己負担を含む接種方針の変更について国民や地方自治体に分かりやすく説明するとともに、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、所要の財源を確保することが必要である。

なお、公営企業の資金繰りへの対応に関しては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、そうした減収による資金不足については、「特別減収対策企業債」を発行できるとされてきた。

本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、民間事業者への国の支援が徐々に廃止・縮小されていること等を踏まえ、「特別減収対策企業債」については、廃止することが適当である。

また、次の感染症危機に備えた改正感染症法等の全面施行に向けて、各地方自治体において、これまで講じてきた地方財政措置を踏まえ、保健所・地方衛生研究所における人員体制強化を図ることが重要である。さらに、健康危機管理を含めた地域保健施策が推進されるよう、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性を踏まえた体制強化を図ることが必要である。

## 8. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から12年が経ち、復旧・復興事業の進展が見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興に多額な事業費が生じている。令和2年度までの「復興・創生期間」後の取組として、政府としては、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないように、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

## 9. 地方財政の健全化に資する取組等

### (1) 財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるように、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

#### ①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。

ある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の活用を促すとともに、更なる地方公会計の整備・活用のための方策を検討すべきである。

また、地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な執行等のために設けられており、様々な地域の実情を踏まえて、それぞれの判断に基づき管理が行われている。そのため、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表され、その充実が図られているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

## ②公営企業等の経営改革

### i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある状況（資料9）においても、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業の在り方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略



を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略について、令和7年度までの改定が求められていることを踏まえ、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るなど、必要な改定を行いながら、不断の経営改革に取り組むべきである。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

## ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの的確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業（下水道、簡易水道事業）については、着実な進捗が見られる。今後は、重点事業以外の事業における公営企業会計適用の取組を推進していくべきである。

引き続き、公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、国や都道府県による支援を行っていくべきである。その際、特に小規模自治体の負担の軽減が図られるよう、地方自治体へのアドバイザー派遣による支

援などを強化すべきである。

さらに、公営企業会計適用の着実な進捗に伴い、損益や資産等の情報のより正確な把握が可能となっている状況を踏まえ、経営の安定化に向けて公債費負担を更に平準化することができるよう検討すべきである。

### iii) 公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。本年5月からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制が見直されるとともに、診療報酬に係る特例措置や病床確保料が段階的に縮小されている。

公立病院の令和4年度の経常収支は黒字となっているものの、これは国からのコロナ病床確保に係る補助金収入による一時的なものであり、医療事業本来の収支を示す修正医業収支比率は、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準には回復しておらず、コロナ前と比べても厳しい経営状況にある。

また、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化・連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指す地域医療構想については、令和5年度中に各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされている。

さらに、令和6年度から医師の時間外労働規制が開始されることから、公立病院においても適切に医師の働き方改革に取り組む必要がある。加えて、第8次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」が記載事項に追加され、感染拡大時に備えた平時からの取組を進めることも必要である。

これらを踏まえ、関係地方自治体は、令和5年度中に策定することとされている公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）を踏まえ、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営を強化していくことが重要であり、国は、経営

強化プランに基づく関係地方自治体における公立病院の経営強化に係る取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

#### iv) 水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境の厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、地方自治体は、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化、PPP/PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化については、都道府県のリーダーシップの下、策定された広域化の推進に係る計画に基づく取組を進めるとともに、計画を絶えず見直し、取組の充実・強化を図っていく必要がある。

このため、国はこうした広域化の推進に係る取組に対して、適切に地方財政措置を講じるとともに、地方自治体における先進的な取組の周知等により、広域化に向けた各地方自治体の取組を支援すべきである。

また、水道事業においては、高度経済成長期に整備され老朽化している施設等の着実な更新・耐震化を行う必要性が高まっていることを踏まえ、施設等の更新とあわせて実施する管路の耐震化を推進することが重要である。

#### v) 公営交通事業の維持・活性化

地域の公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠な存在であり、そのネットワークの維持・活性化を図ることは極めて重要である。その中で、地方自治体が経営する地下鉄、バス、船舶等の公営交通事業は、住民生活に不可欠な公共交通機関として大きな役割を果たしている。

公営交通事業においては、コロナ禍の影響により料金収入が大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更された後も、テレワークの普及等の行動変容が進んでおり、旅客需要は元の水準まで回復していない。また、今後も戻らないという指摘があることも踏まえれば、引き続き厳しい経営が見込まれる。

そのため、関係地方自治体は、ポストコロナの新たな社会環境を踏まえ、経営戦略を改定し、経営の持続可能性を確保することが重要である。また、国においては、このような公営交通事業の資金繰りに配慮しつつ、経営改善を促進する措置を講じるべきである。

#### vi) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。

他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在しており、さらに、近年では、人口減少・高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など、経営環境は厳しさを増しており、債務超過の法人の数が増加傾向にある。

このため、これらと関係を有する地方自治体においては、各地方自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の取組を進めるべきである。

#### ③地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む状況において、地方自治体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためには、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」及びDX・GXの推進に加え、公営企業における経営改善等の取組が必要になっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、これらの取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、

経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。中でも、今年度から開始された「地方公共団体のDX」分野のアドバイザー派遣については、地方自治体の現場のニーズに基づき、必要な支援が行われるよう、支援を強化すべきである。

あわせて、地方自治体による取組を推進するため、優良な取組事例について積極的に横展開を図るべきである。

## **（２）資源制約に対応していくための広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成**

我が国では、人口構造の変化により、人手不足や人口急増期に集中的に整備してきたインフラの老朽化などの課題が顕在化している。将来の人口構造の姿を指し示す出生数は、近年、想定を上回るペースで減少を続けており、課題の深刻化が見込まれる。地方自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、住民等と議論を重ね、ビジョンを共有した上で、地域や組織の枠を越えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方自治体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要である。

国においては、資源制約に対応していくために、複数の地方自治体が、専門人材の確保・育成や公共施設の集約化・共同利用に連携して取り組むための環境整備を図ることが重要である。そのためにも連携中枢都市圏や定住自立圏の取組の深化を図るとともに、複数の市町村による「地域の未来予測」の作成や「目指す未来像」の議論を進めていくため、適切に地方財政措置を講じるべきである。また、これとあわせて、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするため、その基盤となる自治会等を活性化させる地方自治体の取組に対し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

### （３）地方債資金の確保

上昇が続く国内金利の動向など、経済・金融市場における先行きの不確実性が高い状況が続いている中においても、地方債資金を円滑に調達していくことが重要である。

公的資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の額を確保すべきである。特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、その規模や地方自治体からの要望、特に資金調達能力の低い市町村への対応等を踏まえつつ、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構は、安定的な経営の下で財務基盤の充実に努めるとともに、地方自治体の政策ニーズ等に重点的かつ的確に対応し、長期・低利の資金供給を適切に行うための貸付規模を確保すべきである。

加えて、民間等資金については、引き続き都道府県・政令指定都市を中心に市場公募化を推進するほか、国内外の金融市場でSDGs債（ESG債）<sup>1</sup>への需要が高まっていることを踏まえ、令和5年度から行われているグリーンボンドの共同発行を含め、資金調達手段の多様化に取り組むべきである。

### （４）宝くじの活性化による地方財源の確保

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少傾向にあり、

---

<sup>1</sup> SDGs債（ESG債）とは、ここでは、ICMA（国際資本市場協会）により定められた原則等に準拠して発行された地方債（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等）を指す。

今後も、人口減少等により、宝くじを取り巻く環境が一層厳しくなることが想定される。

こうした状況において、宝くじの売上げ回復を通じた地方財源の確保を図っていくため、社会経済情勢の変化を踏まえ、売場・インターネット双方における効果的な販売促進策について検討を行い、速やかに対策を講じていくべきである。

## おわりに

医療、福祉、教育をはじめとする基礎的な行政サービスが適切に提供されることにより、住民の当たり前の生活が保たれていることの尊さは、日常において、感じられることは難しいかもしれないが、こうしたものが危機に晒されたときに改めて痛感されるものであろう。

我が国において、こうした基礎的な行政サービスを提供しているのは、まぎれもなく地方自治体である。歴史的な転換点とも言える大きな変化の中にあっても、変わらず住民の当たり前の日常を支え、先人が築いてきた地域の安心と豊かさを次の世代にバトンタッチするため、地方自治体が果たすべき役割は、極めて大きい。

国は、地方自治体が果たすべき役割を適切に果たし、その財政運営に支障が生じないように、必要な財源を確保することが必要不可欠である。

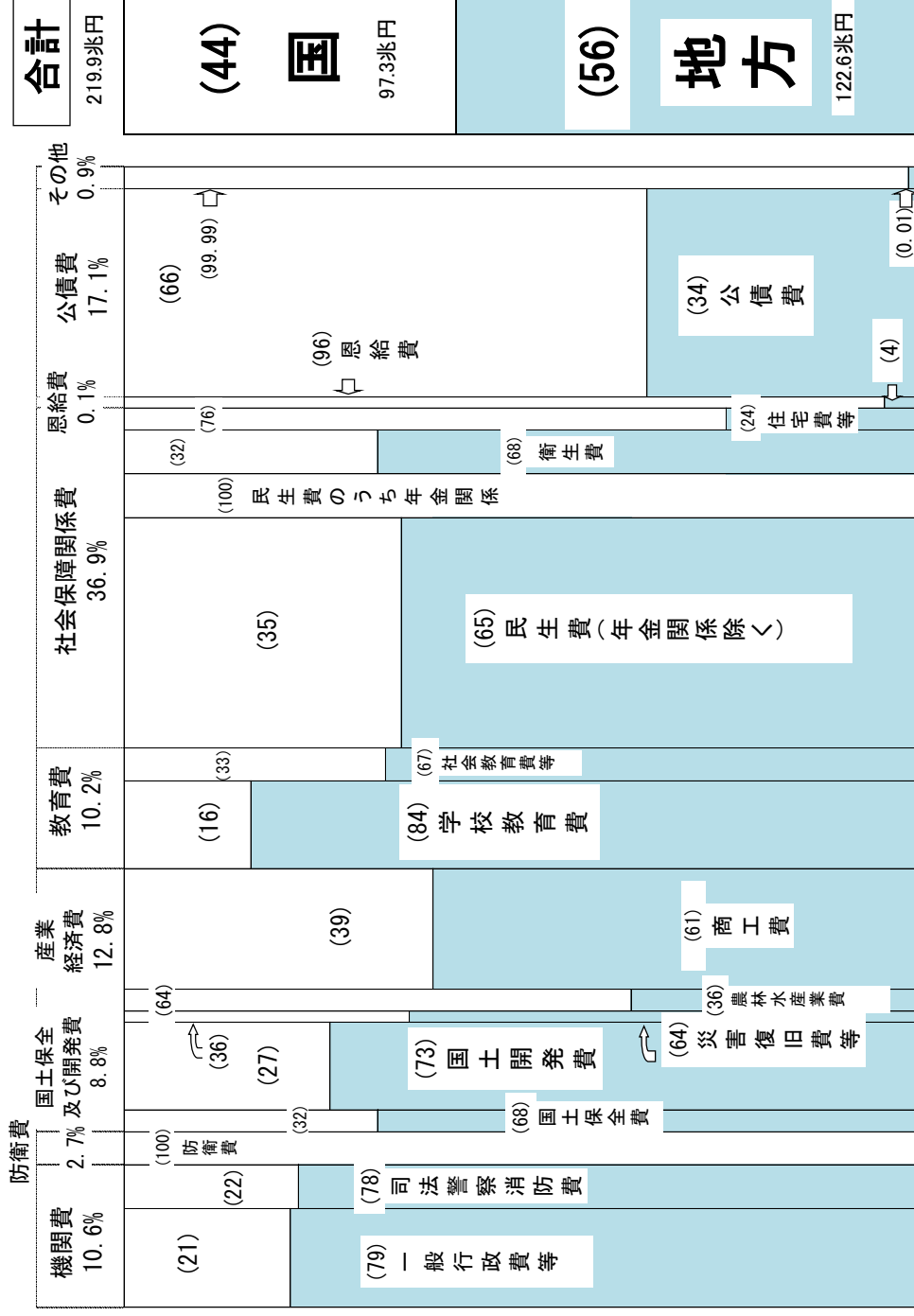
今日、国と地方ともに、目の前に広がる課題は、いずれも一朝一夕に解決できるものではない。そうであるが故に、課題によっては残された時間はそう多くないことを意識しつつ、具体的で力強い一歩を踏み出し、その一歩が未来への確かな礎となることを期待している。



# 地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

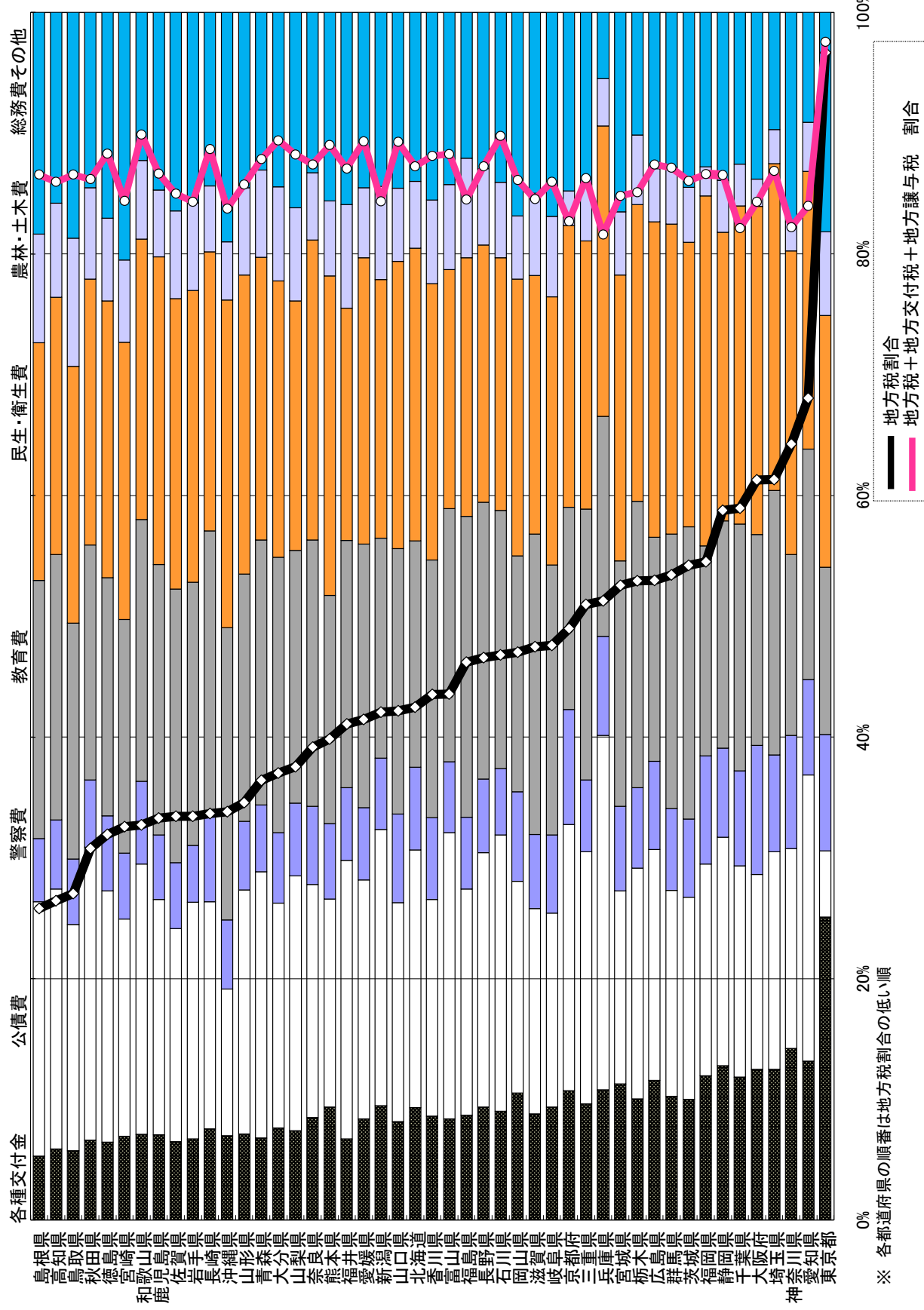
○ 国と地方の役割分担（令和3年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) ( )内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合があります。

地方交付税による財源調整の状況

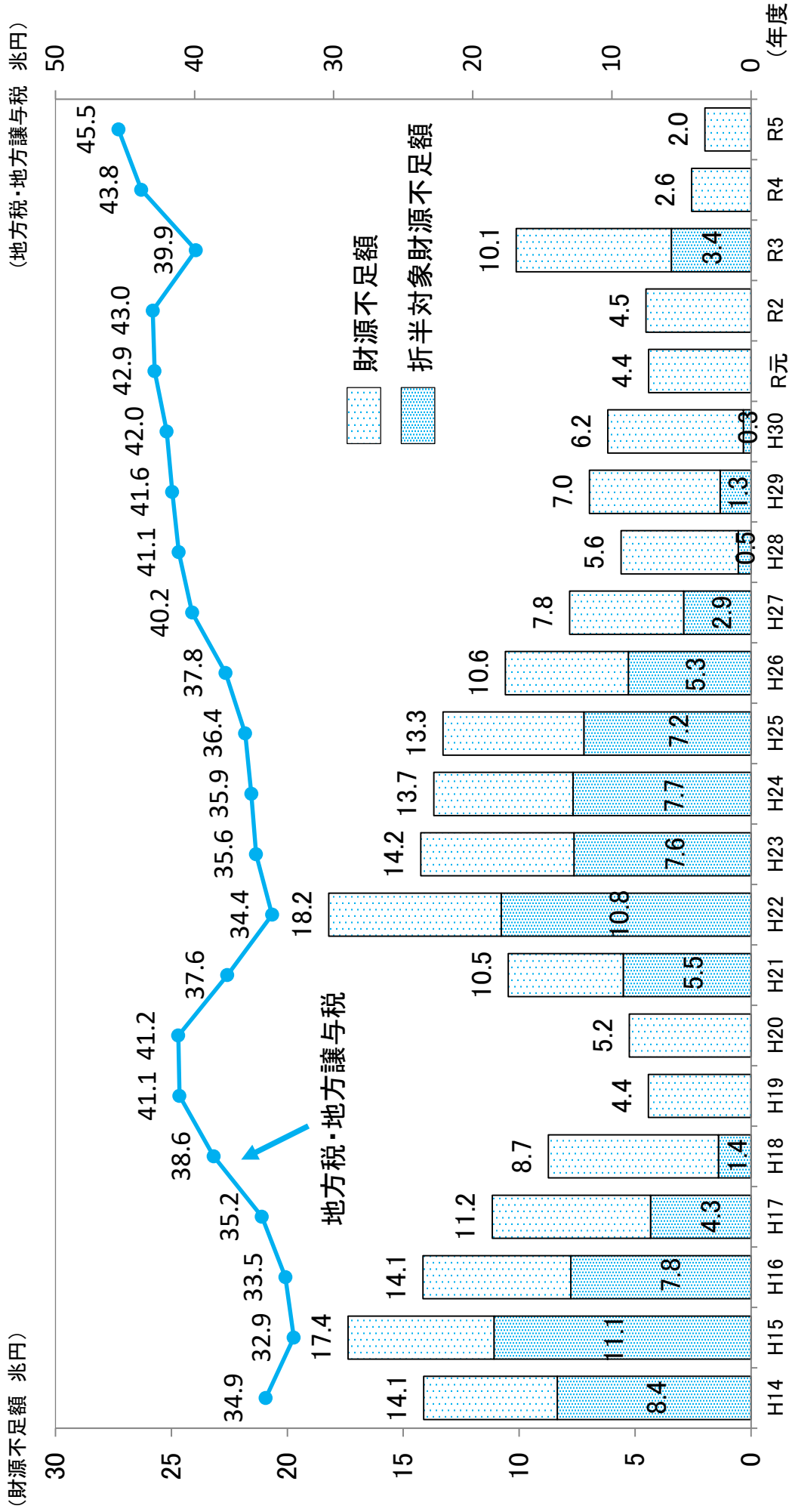
※ 令和3年度決算ベース



※ 各都道府県の順番は地方税割合の低い順

# 地方の財源不足額と地方税収

## 資料3

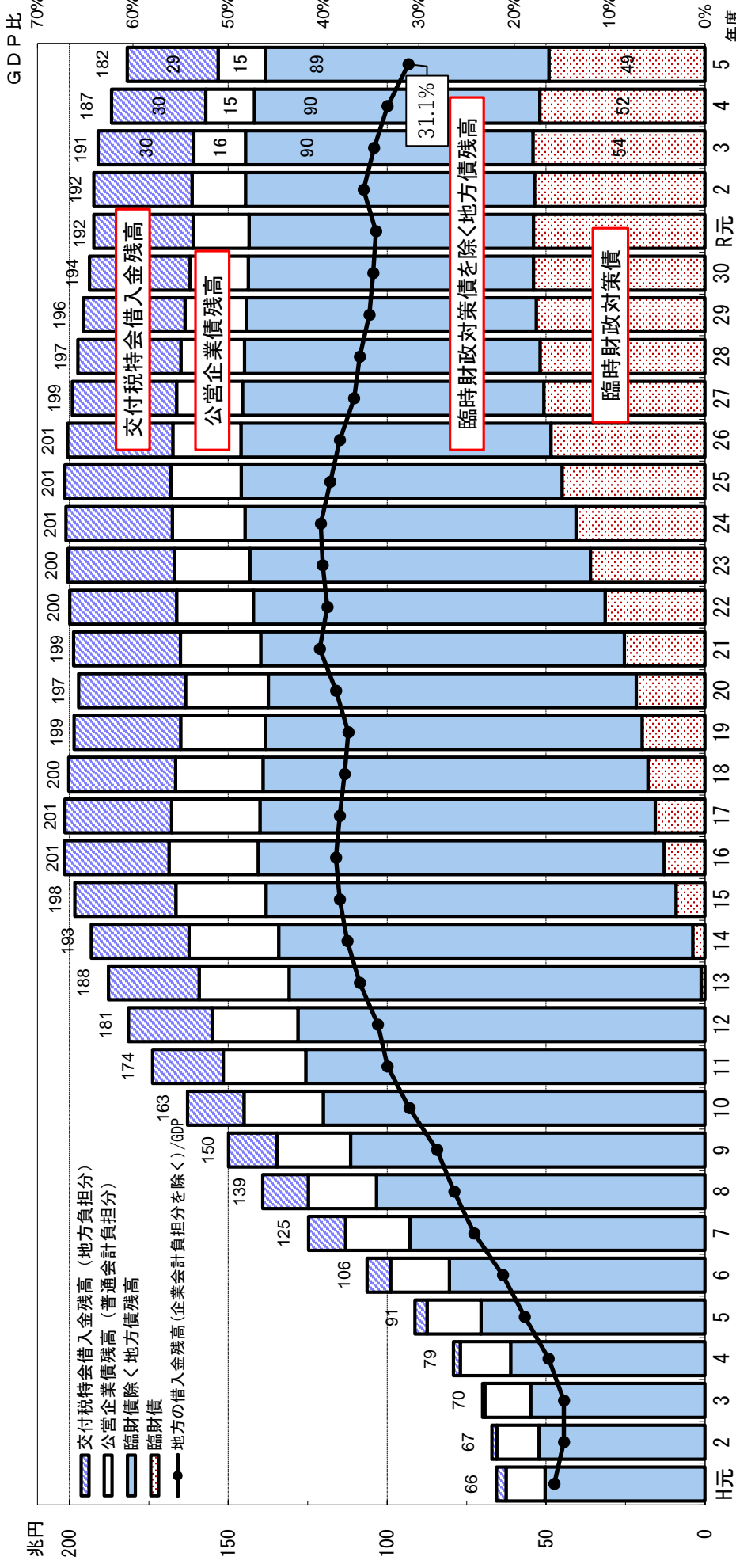


※ ( )は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

# 地方財政の借入金残高の状況

## 資料4



※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度は地方財政計画等に基づく見込み。  
 ※2 GDPは、令和3年度までは実績値、令和4年度は実績見込み、令和5年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

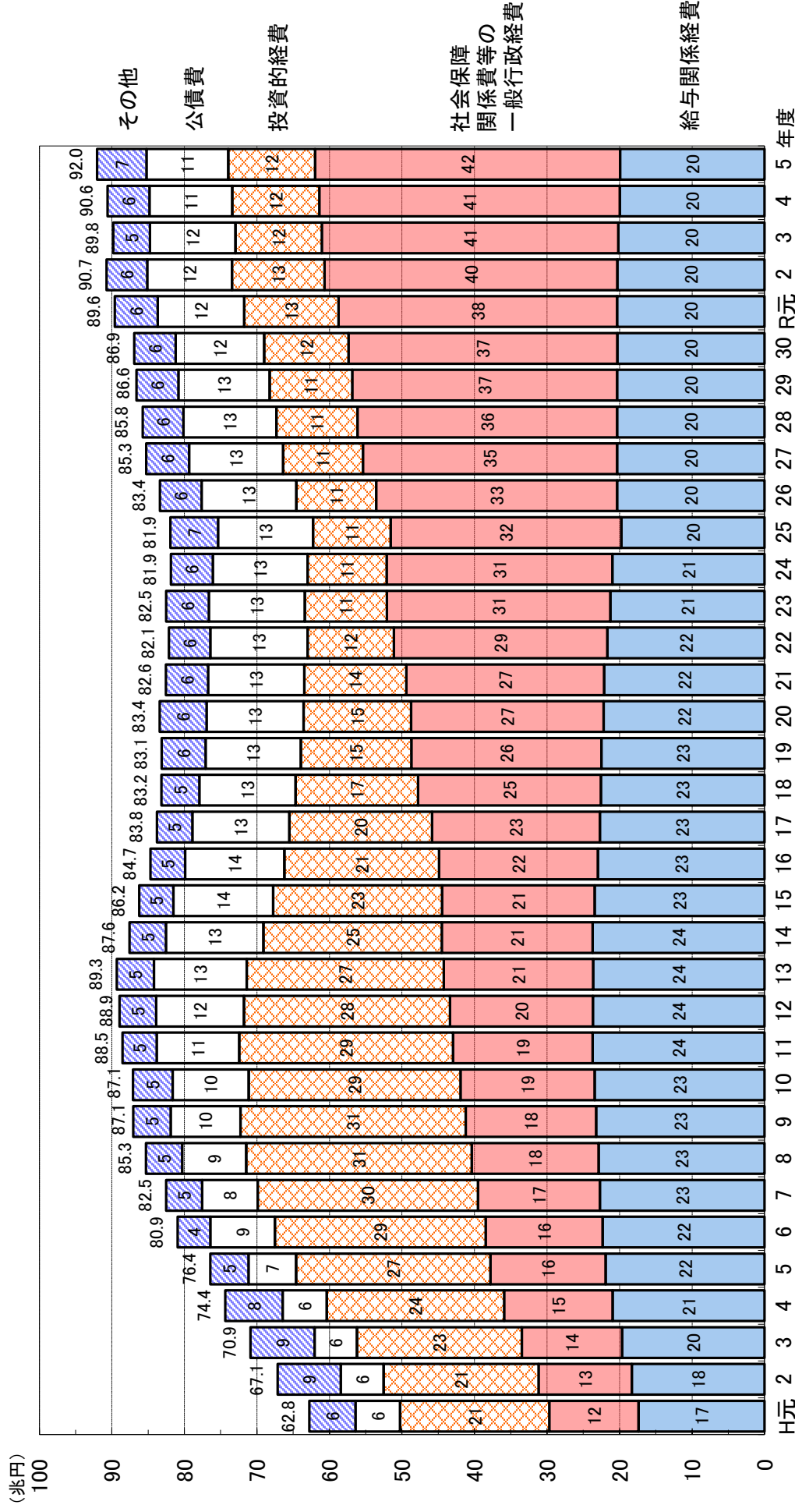
年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21

(単位：兆円)

# 地方財政計画の歳出の推移

## 資料5

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業が増加。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、今後は、保健師や児童福祉司等の増、人事委員会勧告による給与の増が見込まれる。



### 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

**第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

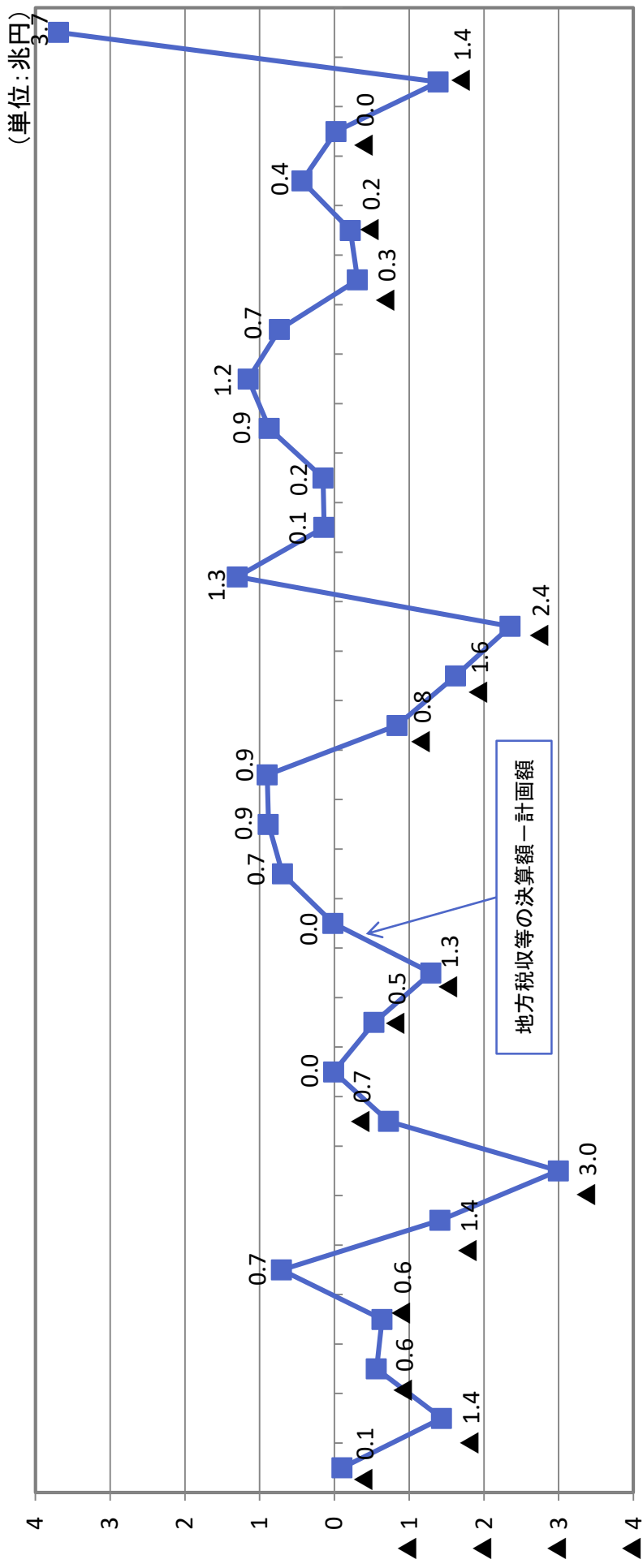
したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

# 地方税及び地方譲与税（決算一計画）の推移

資料7

各年度における地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3

地方税収等の決算額一計画額	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	H4 R3 (計)
地方税収等の決算額一計画額	▲0.1	▲1.4	▲0.6	▲0.6	▲0.7	▲1.4	▲3.0	▲0.7	0.0	▲0.5	▲1.3	0.0	0.7	0.9	0.9	▲0.8	▲1.6	▲2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.7	▲0.3	▲0.2	0.4	▲0.0	▲1.4	3.7	▲4.8

○ 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

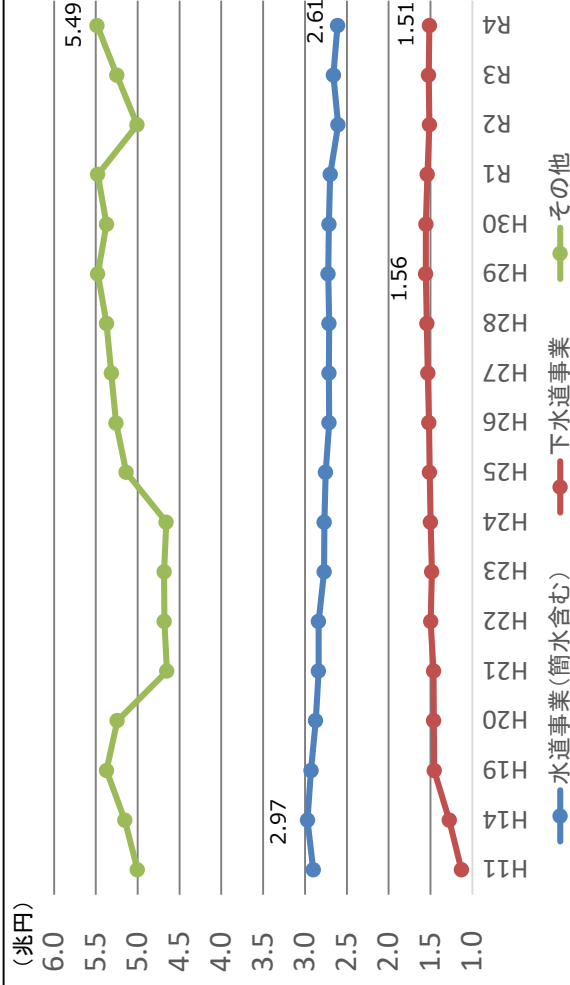


# 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

## 資料9

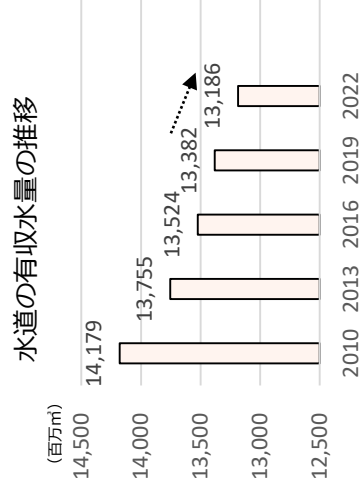
### ①地方公営企業の料金収入の推移

・水道事業においては、有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向となっている。また、下水道事業においては、近年、減少傾向となっている。

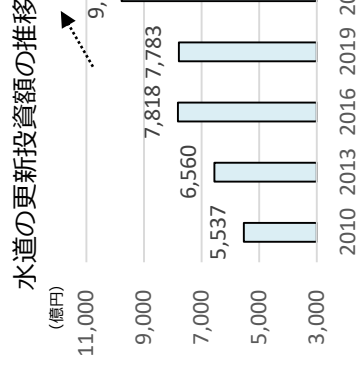


※その他については、平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含む。

### 参考：水道事業の有収水量の推移及び更新投資額の推移

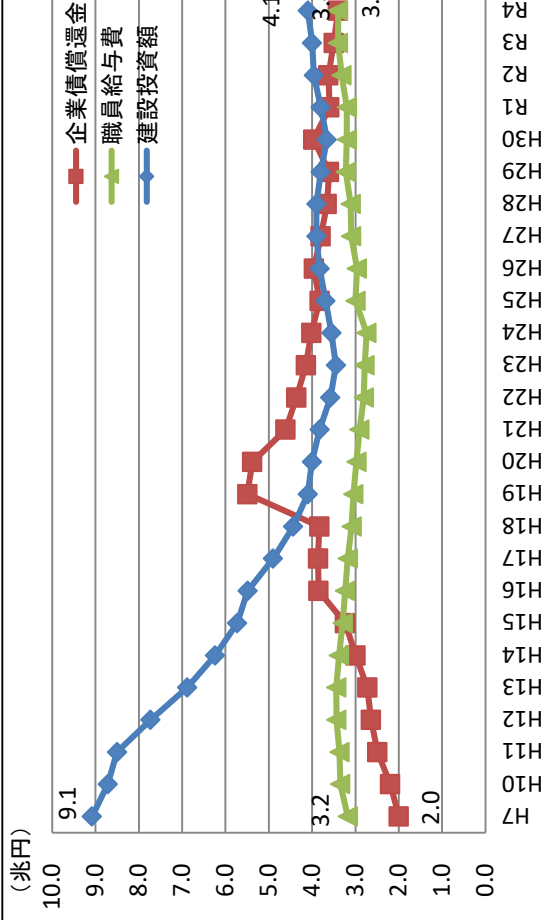


※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量



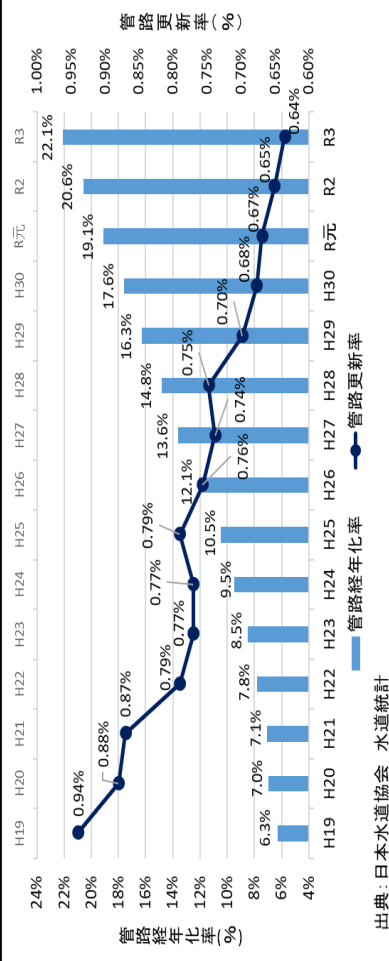
### ②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していったが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含み、「長期借入金償還金」を企業債償還金に計上。

### 参考：水道事業の管路経年化率及び管路更新率の現状



出典：日本水道協会 水道統計

※1 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合  
 ※2 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合